

# 愛知労働局（雇用助成室）からの 特別なお知らせ 4選

雇用維持と人材開発など

## 雇用調整助成金の特例措置を11月末まで延長

令和4年10月～11月の助成内容

- ・助成率の特例は維持。
- ・日額の上限は業況特例・地域特例が、15,000円→12,000円  
原則的な措置が、9,000円→8,355円。
- ・生産量要件は業況特例では維持するものの、  
原則的な措置は5%以上減→10%以上減の事業所に見直し。
- ・1年以上受給を継続している事業所の場合の対象期間は11月末まで延長。

## 産業雇用安定助成金が10月より拡充

- ・支給対象期間の延長  
1年間（現行）→2年間（拡充後）
- ・支給対象労働者数の上限撤廃  
1年度500人（現行）→出向元のみ上限なし
- ・出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）に対して助成

・ **あいち雇用助成室 第三係** 電話：052-219-5518

※上記2つの助成金の内容は、政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要となります。なお、改正の準備が整い次第厚生労働省のホームページに必要な情報が掲載されますので、そちらをご確認ください。

・ **報道発表資料はこちら** →



## 雇用保険料率変更のご案内

- ・令和4年10月より、雇用保険料率の変更にともない事業主・労働者ともに2/1000の負担増となります。
- ・年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

・ **雇用保険料率はこちら** →



# 愛知労働局（雇用助成室）からの 特別なお知らせ 4選

雇用維持と人材開発など

## 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用を

～デジタル分野などの社員教育にご活用ください～

- ① デジタル人材・高度人材の育成
  - ・ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
  - ・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練
- ② 労働者の自発的な能力開発の促進
  - ・ 長期教育訓練休暇等制度
  - ・ 自発的職業能力開発訓練
- ③ 柔軟な訓練形態の助成対象化
  - ・ 定額制訓練（サブスクリプション※）

※1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるサービス

\*すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。

令和4年9月の要件緩和あります！

・ 詳細はこちら →

・ あいち雇用助成室 第一係 電話：052-688-5758



## 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）

高年齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般または高年齢被保険者）として雇い入れて「成長分野等の業務」※に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

※ デジタル・DX化関係業務及びグリーン・カーボンニュートラル化関係業務

- ・ 助成期間：1年から3年（支給期は半年経過ごとに支給。）
- ・ 支給額：45万円から360万円（対象労働者1人あたり）
- ※中小企業に対する助成額（対象労働者が1週間の所定労働時間が30時間以上の場合）
- ・ 人材育成や定着確保を図るため、「実施計画書」、「実施結果報告書」の提出が必要となります。

・ 詳細はこちら →

・ あいち雇用助成室 第二係 電話：052-219-5519

